

特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件

厚生労働省告示第三百七十二号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十二月一日から適用する。

令和二年十一月三十日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 プロスマブ製剤</p>	<p>別表第九 在宅自己注射指導管理料、間歇^{けつ}注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 (略) 遺伝子組換えヒト von Willebrand 因子製剤 (新設)</p>